

令和 3 年 1 1 月 8 日

電気事業法等の一部を改正する等の法律 附則第 2 2 条第 2 項の規定による指定旧 供給区域の指定解除について

関東経済産業局長から、別紙 2 の事業者及び供給区域についての、電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第 2 2 条第 2 項の規定による指定旧供給区域の指定解除に関する、改正法附則第 3 6 条の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第 2 2 条第 1 項及び第 2 8 条第 1 項の経済産業大臣の指定に係る処分基準等」における当該指定解除に係る処分基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、指定を解除すべきと考えられるため、別紙 1 のとおり関東経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別紙1)

官 印 省 略
20211102 関 東 第 3 号
令 和 3 年 1 1 月 8 日

関東経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給区域の指定解除について（回答）

令和3年10月29日付け 20211026 関東第19号により、貴職から当委員会に意見を求められた電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第2項の規定による指定旧供給区域の指定解除については、指定を解除することに異存はありません。

指定の解除事業者数 2事業者

事業者名 (法人番号)	供給区域
京葉瓦斯株式会社 (法人番号8040001026108)	市川市、松戸市、鎌ヶ谷市、浦安市の全域 及び船橋市、柏市、流山市、白井市、習志野市、我孫子市の一部区域
京和ガス株式会社 (法人番号9040001038011)	流山市及び柏市の一部区域